

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成21年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第2条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に該当するときは、当該長期優良住宅建築等計画は法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

(1) 住宅を建築しようとする土地が次に掲げる計画の区域内の土地である場合は、当該計画に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等

イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画

(2) 次に掲げる区域の区域内の土地に住宅を建築するものでないこと。ただし、当該住宅を30年以上にわたり使用できることが明らかな場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

(認定の申請の取下げ)

第3条 法第5条第1項から第3項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を知事に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第4条 知事は、法第6条第1項又は第8条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(不承認の通知)

第5条 知事は、法第10条の承認をしないこととしたときは、別に定める様式による不承認通知書を同条各号に掲げる者に交付するものとする。

(建築等の取りやめの届出)

第6条 法第10条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、同条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建築又は維持保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を知事に提出しなければならない。

(建築等の状況の報告)

第7条 法第12条の規定に基づく報告は、別に定める様式による状況報告書により行わなければならない。

(建築の完了)

第8条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、別に定める様式による建築完了届書を知事に提出しなければならない。

(計画の認定の取消しの通知)

第9条 知事は、法第14条の規定に基づき計画の認定を取り消したときは、別に定める様式による認定取消通知書を当該認定計画実施者に交付するものとする。

(必要と認める図書)

第10条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条に規定する登録住宅性能評価機関があらかじめ当該長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認定した場合 当該認定を受けたことを証明する書類
- (2) 住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合 当該型式に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し
- (3) 住宅品質確保法第40条に規定する認証型式住宅部分等（以下「認証型式住宅部分等」という。）である住宅又は認証型式住宅部分等を含む住宅である場合 当該認証型式住宅部分等の新築又は製造をする者に係る住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定を受けた方法により評価された住宅の部分を含む住宅である場合 当該方法に係る住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書の写し及び住宅品質確保法施行規則第83条第1項に規定する試験の結果の証明書の写し
- (5) 住宅を建築しようとする土地が第2条第1号ア又はイに掲げる計画の区域内の土地である場合 当該計画に適合することを確認できる書類

(設計内容説明書)

第11条 省令第2条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式による設計内容説明書によらなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。